
移民政策決定過程におけるロシア政府と 総督管区の役割

— 沿アムール地方の東アジア移民受入政策を事例に (1884-1916) ¹⁾ —

サヴェリエフ・イゴリ

ロシア帝国は、領土拡大過程において、他の帝国と同様に、「中央」と「辺境」の権限を如何に分離するのかという帝国の構築方法を探っていた。一方、航海活動を行っていた大英帝国などの西洋帝国と異なり、ロシア帝国は、陸上に領土を拡大し、新領土を「総督府」或いは「総督管区」と位置づけ、新しい地域を防衛する必要性を強調するよう総督に主に軍部出身の高官を任命していた。中央アジアへの進出とほぼ同時に、1850年代からロシア政府は積極的な東進政策を実施し、1858年の愛軍条約によりアムール州、1860年の北京条約により沿海州が中華帝国からロシア帝国に割譲された。この遠隔の辺境地を開発するため、ロシア政府は膨大な労働力を必要とし、この巨大な地域への入植はロシア政府と当該地方の行政機関の第一の目標であった。どのように西部ロシアから地理的に離れた地域に農家を移住させるか、また海外から移住者をどれだけ受け入れるかという課題もあった。また、新領土の行政機関がロシア政府と如何に連絡しあってその政策を充実すべきかを決定する必要もあった。本稿では、ロシアの公文書館の史料、特に極東植民委員会（Комитет по заселению Дальнего Востока）の史料に基づいて、沿アムール地方の東アジア人移民受け入れを事例に、移民政策決定過程におけるロシア政府と地方政府の役割を明らかにする。

1) 本稿は、2015年3月8日に東北大学東京分室において開催された東北アジア研究センター・共同研究「歴史的・現代的な研究」シンポジウム「越境の東北アジア：統治の動揺と地域流動化」で行われた報告を基にしたものである。

1. 沿アムール総督管区の構想と移出入の管理

1860年代の中央アジアと沿アムール地方への進出は、ロシア政府の様々な法律の見直しと制度の整備を求めた。官庁では、少数民族及び外国人の法的地位が再検討され、1864年2月10日、外国人の出入国の管理やロシア国籍取得を規定する国籍法が成立した [Петров 2000: 94]。それ以前は、ロシア国籍取得を申請した場合、帰化はすぐに政府機関で検討されたが、新しい法律では、既婚女性、ユダヤ人、イスラム教の托鉢僧を除き、ロシア人と同じように土地などの財産を所有する権利を持ち、5年以上ロシアに滞在するという条件が設けられた [Исаев 2012: 323-373]。さらに、中央アジアのユダヤ人と沿アムール地方の中国人と朝鮮人は内務省と総督の許可を受け、ロシア国籍が与えられることになった。中国人と朝鮮人の帰化に関する第845条は、法律集の第9巻に加えられた [Исаев 2012: 323-373]。さらに、この国籍法は、A. I. ペトローフ (А. И. Петров) が指摘しているように、ロシア社会における市民の人権を、民族の帰属の如何を問わず平等化したものであった。さらに、同年12月7日、「母国で発給された旅券による外国人のロシアでの居住認可の期間について」が採択され、それによると、6ヶ月以上ロシアに滞在した外国人は、居住許可の申請が必要であるとされた [Петров 2000: 94]。従って東アジア人移民も基本的に、ロシア人と同様に土地などの財産を所有する権利を持ち、ロシア国籍の取得も可能であった。

沿海州、アムール州は、東シベリア総督府の一部となった当初から、当該地域の開発や、その開発に必要な労働力の導入が第一の問題とされていた。1858～1860年以前から、中国人、朝鮮人がこの地域に居住していたが、当初、外国人の移入や居住を管理する機関がまだ設置されておらず、外国人移民を管理する細目及び外国人登録制度は未整備であった。

東シベリア総督 M.S. コルサーコフは、1868年に沿海州を視察し、皇帝アレクサンドル二世 (Александр Второй) にこの地域の開発に必要な

な措置を四つ提案した。

- 1) 軍事・民事行政の中心地をニコラエフスクからハバロフカ（現在のハバロフスク市）へ移転すること、
- 2) 南ウスリー地方には軍事・民事行政機関を設置し、その地方を4区に分けること、
- 3) 沿海州南部の国境沿いの町の一つにおいて国境監督官事務所（пограничное комиссарство）を設置すること、
- 4) ハバロフカには、ハバロフカ市警察署とアムール州コサック部隊を設置すること、である。

さらに、M.S. コルサーコフ総督は、ロシア人移住者による沿海州の開発（колонизация Приморской области）を強化する必要があると指摘した [РГИА 1149-7-83: 2]。こうして、彼は、移出入管理制度の速やかな整備、新しい国境のコントロールの必要性を実感し、その実現に努めた。その第一歩は、キャフタ²⁾ 国境監督官をモデルにした国境監督官の設置であった。1858年には、既にアムール州のブラゴヴェシチェンスク市に国境監督官事務所が設けられた [Граев 1912: 252-253; Ойโดフ 2008: 340-341]。南ウスリー地方の国境監督官事務所を設置する提案は、1868年12月17（30）日に皇帝アレクサンドル二世に提出され、1869年1月に大臣委員会（Комитет министров）で審議され、同年4月25日（5月8日）の陸軍省、外務省、大蔵省、内務省代表者特別会議で承認された [РГИА 1149-7-83: 5]。同年、沿海州のノヴォキエフスコエにも国境監督官事務所が置かれた。国境監督官は、東シベリア総督や沿海州軍事知事の指揮下にあり、外国人移入に関する情報を東シベリア総督やアムール・沿海両州軍務知事に報告する義務を有していた。内務省の管轄でもあったが、職員は外務省のアジア部で指名された [Ойโดフ 2008: 340-341]。N.G. マチュエニン（Н.Г. Матюнин）5等官は、初代の国境監督官に就任した。こうして、移出入管理の制度の整備は、東シベリア総督の提案で始まったが、国境監督官

2) キャフタは、19世紀半ばまで中露茶貿易の拠点であった。

の設置は、官庁間の協力で実施され、皇帝とロシア政府によって承認された。すなわち、中央・地方行政の連携・協力によって、新しい制度が作り上げられたのである。国境監督官は、清朝政府との交渉における様々な場面でロシア側を代表して、中国人、朝鮮人などの居住および登録の問題に対応したり、また、残留中国人、在露朝鮮人およびロシア人を満洲馬賊の攻撃から保護したりという様々な役割を果たしていた。例えば、1874年の馬賊の攻撃に当たって国境監督官は中国側と接触して情報を収集していた [Надаров 1896: 192]。しかし、2名の通訳という小さなスタッフをしか擁しない国境監督官事務所は、事実上、中国人の越境的移動、1869年から始まった大規模な朝鮮人の沿海州への移住 [ГАИО 24-10-2021: 12, 97, 244]³⁾ などの様々な問題を解決できない状態であった。

例えば、馬賊の攻撃は、1868年と1874年に激しくなり、その他の時期にも起こっていたため、内務省など政府機関の他に正規軍の速やかな対応を求めている。1868年には、「満人動乱」⁴⁾ (манзовская война) と呼ばれるウラジオストク周辺のアスコリド島 (現ルツスキー島) における中国人金採掘者のロシア人水兵殺害を発端に勃発した反乱が起こった。その当事者の中国人はロシア人水兵によって銃撃され、島から追放された [РГА ВМФ 909-1-120: 1-30; Матвеев 1990: 58-59]。5月には、中国人が沿海州のシコートヴォ (Шкотово) というロシア人集落に放火し、南ウスリー地方の中心地ニコリスコエ (Никольское) 村を攻撃しようとしたが、5月末から6月初めにかけて、175名の正規軍部隊が介入しその馬賊を撃破した [Надаров 1896: 185-187]。逮捕された馬賊のうち、有罪の15人は囚人として石炭鉱山の労役のためサハリン島へ送られ、43人の容疑者は、ロシアへの再入国が禁じられ、清朝

3) 朝鮮人は、1869年から1871年にかけて、洪水のため、沿海州に渡っている [ГАИО 24-10-2021: 12, 97, 244]。

4) 沿海州では、ロシア人が、満州人、漢人を含む清国人に対して、「マンズィ」(満人) という通称を用いていた。さらに、倉橋正直『唐行きさんの唄』共栄書房、1990年、41頁によると、「満州人」という語彙は、元々に「蛮子」という漢字で表記されていた。

の琿春將軍に引き渡された。一方、無実の12人は釈放後、居住許可が与えられた [РГА ВМФ 909-1-120: 30-36; Матвеев 1990: 58-59]。

この時代の入植の主要な問題は、土地の分与であった。ちょうど1860年代初頭には、全国で農奴制度が廃止され、土地の分与に関する新しい法律と規則が導入されていた。1861年4月27日の「アムール州・沿海州におけるロシア人と非ロシア人の定住に関する規則」の公布は、ロシア政府が新領土の開拓を懸念していることを表していた。その規則はロシア人と同様、外国人にも両州に定住を望む者が私費で両州に移住する場合には、1世帯当たり100デシャチーナ（109.2ヘクタール）までの土地を与えていた [Унтербергер 1900: 68-69]⁵⁾。ロシア人人口が希薄であった1860年代から1870年代にかけて、朝鮮半島北部からの移住者の定住が認められ、安価で供給していた野菜などの栽培が歓迎されたため、土地もロシア人と同様に分与されていた。それは、朝鮮からロシアへの継続的な移住の主要な原因になったと考えられる [ГАИО 24-10-2021: 12, 97, 244; Унтербергер 1906: 71]。外国人移住者の入植および土地の分与は、沿海州では1882年まで、アムール州においては1896年まで内務省の現地事務所によって実行されていた [Макуха 2016: 51]。

1870 - 1880年代に中国との緊張が増すなかで、ロシア政府は東シベリアの新領土であるアムール州及び沿海州の人口希薄、また行政機構の未整備を懸念し、その地域の開発を推進するために、ロシア皇帝アレクサンドル二世の承認を得た上、1876年4月5日、沿アムール地方諸問題特別委員会 (Особое совещание по делам Приамурского края) を設置した [Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибири 1884]。外相、内相、大蔵相、陸相、海軍相、東シベリア総督がその構成員になり、1880年4月14日、沿アムール地方諸問題特別委員会は最初の会議を開いた。そこでは東アジアの国際情勢が討議され、ロシア太平洋艦隊の基地としての当該地域の意義

5) この規則は、1882年と1892年に改正されており、1901年に廃止された。

が指摘された。この会議では、開拓の重要性が主張され、まず当地方の調査を実施することが可決された。その決議に基づき、1879年から1883年にかけて、アムール河流域の調査が行われることになった。

こうして、全国の土地に関する制度の変化および地方自治体に関する法律と規則の整備が進んでいくなか、沿アムール地方の行政機関は、国境監督官と正規軍と連携して、寛容的に朝鮮人を受け入れ、残留中国人社会との接触方法を探り、新来者にロシア人と同様に土地を分与した。こうして馬賊の攻撃などの問題はあつたものの、沿アムール地方の多民族社会の順調な形成に努めていた。

2. 沿アムール総督の地域社会との連携と移民政策整備 —A.N. コールフ総督（1884-1893 年在任）の活動を中心に—

ここで中国との衝突が報告書の中に取り上げられた理由は、1882年から1886年にかけて、ポシエツト地区のサヴォーロフカ（Савеловка）村などをめぐって露中関係が緊張し（Надаров 1896: 191-192）、1886年に、ポシエツト地区のロシアへの所属を確認した「琿春界約」（Хунчунский протокол）が調印されたからである。その出来事を背景に、1882年1月4日、陸軍省の会議ではじめて、アムール州と沿海州を東シベリア総督管区から分離させて、M.S. コルサーコフ総督の提案の通りハバロフカ（現ハバロフスク市）を行政中心地に定め、沿アムール地方を新しい行政単位とすることが提案された〔Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью 1884: 64〕。1884年には、新しい行政区分が導入され、東シベリアの東部は、沿アムール総督管区となった。新しい行政区分の導入の直前、1882年7月には、移住を組織化する移住管理局（Переселенческое управление）が創立され、西部ロシアからの移住⁶⁾の実施に1866年から取り組んでいた F.F. ブッセ（Ф.Ф. Буссе）がその局長に任命された〔Макуха 2016: 51〕。西部ロシアからの移住者が増えているなか、初代沿アムール総

6) 西部ロシアからの移住については青木（2009: 24-45）が詳しい。

督になった A.N. コールフ男爵は、新しい総督管区の発展に関わる様々な問題を審議し、地域開発を検討するため、1885年、1886年、1893年、1904年に、沿アムール地方軍務知事・地方当局代表者・実業家会議（Съезд губернаторов и сведующих людей Приамурского края）を召集した。そこでは朝鮮人・中国人の開発における役割が審議されたが、見解は分かれた。1886年の会議では、一部の高官はロシアの金貨や天然資源の中国への流出を理由に中国人の受け入れを非難したが、移住管理局特務官史 A.A. パノーフ（А.А. Панов）らは、中国人や朝鮮人の労働力がこの地域の開発には必要不可欠であると主張した〔Надаров 1886: 13-20〕。世紀転換期には排他的な思想に転じた P.F. ウンテルベルグ（П.Ф. Унтербергер）沿海州知事も、1870年代半ばに中国での労働者の募集を担当し〔Макуха 2016: 51〕、その労働の意義を認めていた〔Надаров 1886: 13-20〕。会議では、かつて国境周辺地に定住した朝鮮人や中国人を奥地へ移住させ、ロシア人と混住させ、ロシア人の村落に定住させるべきである〔Песоцкий 1913: 2〕と決定された。コールフは、閉会の演説において、ロシア政府があらたに承認した法律により中国人はロシアの法によって裁かれることになると同時に、中国人商人にも他の外国人に付与されていた権利が与えられると述べた〔Надаров 1886: 13-20〕。こうして、1880年代半ばには、ロシア政府は、中国政府の中国人に対する徴税を禁止したが、同時に商業の自由などの経済活動の権利を認めたのである。

すなわち、コールフは、「未発達の状態であった」〔Дубинина 1997: 51〕地域社会との協力を求め、その地方の知識を持つ実業家、研究者、地方役人などの協力を得て、移民政策を整備しようとした。同時に、中央・地方関係は上下関係であり、総督は、皇帝によって任命された、皇帝の全権代表者であった。さらに、総督は、市民や組織からのあらゆる提案を受け取り、必要に応じて直接皇帝に請願したり、法案などを提出したりする権利があった〔Дубинина 1997: 51〕。皇帝とロシア政府は、総督の提案や報告書に基づいて、当該総督管区に関する法律を

採択し、様々な政策を整備していった。政策決定過程において、最終的な決定権を有したのは、地方の機関ではなく、皇帝とロシア政府であった。

コールフは、皇帝アレクサンドル三世（Александр Третий）宛に提出した報告書の中で、在留中国人や朝鮮人がロシア政府に税金を納めず、農業に適した「当該地域の最良の土地」を所有していることを理由に、彼らの管理強化と入国制限を提案したが、実際には、人口が希薄な極東ロシア地域には、農業適合地の不足はしておらず、朝鮮人・中国人移民の労働力は当該地域の発展にとって必要不可欠であった。また、コールフは、「朝鮮人、中国人が国境周辺地に余り多数居住すると、中国との衝突が生じた場合、清国側に協力する可能性が高い」と記述している。同様な事件の再発を懸念したコールフは、中国人や朝鮮人が集中して居住していたポシエツ地区の領土の保全を考え、上述したように、朝鮮人・清国人移民の入国制限などの措置を提案したのであろう [АВП РИ 148-487-1091: 4]。

コールフの提案は、ロシア政府や国家評議会の構成員の間に論争を引き起こし、審議の結果、朝鮮人や中国人の国境周辺地への入植を禁じ、すでに国境周辺地に定着していた者は奥地へ移住させるとし、皇帝アレクサンドル三世は、1886年11月22日にこの決議書を裁可した [РГИА ДВ 702-1-94: 32]。この法律は、中国人よりも定着していた朝鮮人により大きな影響を与え、実際に、定着していた朝鮮人は国境周辺地域から奥地へ移動させられた。1887年2月7日のロシア政府の会議では、沿アムール総督管区への朝鮮人移住問題が審議され、移住を規制するために、移住者を定着移民と非定着移民に分けるべきであるという声明が出された [Петров 2000: 105]。

ロシアの国家評議会は、ロシア在住外国人に対して5ルーブルの人頭税の導入を提案し、1888年5月17日、皇帝アレクサンドル三世は、在留朝鮮人や中国人から人頭税を徴収する法案を裁可した [Граев 1912: 23-24; Ларин 1998: 120] が、実際には、中国人には、すでに、1885年から人頭税を納税した後に居住許可を申請することが義務付けられていた [Петров 2000: 104]。この

新法（『シベリア法典』第5条、第344項目）によって、朝鮮人や中国人は、商取引を行わず不動産を所有していない場合、毎年、5ルーブル（およそ5.75円）⁷⁾の人頭税を納入後、居住許可証を申請するように定められた。人頭税は、1888年から10年間は法律に則り、1898年から1910年にかけては、一年ごとに延長され、1910年6月10日の法律では、朝鮮人と中国人から人頭税が徴収されることとなった。この人頭税は、4.1ルーブルの基本税、0.3ルーブルの追加税、0.75ルーブルの印紙税からなり、基本税と印紙税は、国庫に入り、追加税は、当該州の軍務知事、すなわち地方当局が利用することになった〔Граве 1912: 23-24〕。東アジア移民のなかでも、日本人だけは、0.75ルーブルという低額の人頭税の納税が課されていたが、この差額は、日本政府が中国、朝鮮より有利な条件でロシア政府と条約を締結し、ロシア在留の日本人は最恵国待遇を受けることになっていたからである。

人頭税をめぐる「中央」と「地方」のやりとりの背景には、記述した中国との政治関係の展開および1884年の朝鮮王国との国交樹立があった。ロシア政府と地方当局は、アジア人移民を排除していた大英帝国の自治領やアメリカ合衆国と違い、在露朝鮮人の農業活動を高く評価し、1884年6月25日の朝鮮王国との国交樹立以前にロシアに渡航し、農業を営み、生活基盤を作ってきた朝鮮人にロシア国籍を与える政策をとった〔РГИА ДВ 702-1-640: 135〕。それにより朝鮮人の集住地である沿海州南部の領土保全もできると想定された。コールフから総督の要職を受け継いだS.M. ドゥホフスコイ中将（С. М. Духовской）（1893～1898年在任）は、その圧倒的な数が定着農業移民であった朝鮮人の性格を重視し、「民族性格が温和であり、長年農業において実績を重ね、沿海州の気象条件に慣れており、ロシア人移住者が実績を上げられない土地でも高い収穫が得られる」と朝鮮人の定着農民を評価した。そしてコールフが始めた彼らの帰化を拡大し、「朝鮮人を定着し

7) 1891年、1ルーブルはおよそ1.15円であった。外務省通商局『通商彙纂』第122巻第46号、1891年、東京、不二出版、1990年、106頁。

た地域に残し、ロシア国籍を取得させるべきである。ロシア人農民と同様に課税対象とする」ことを決意した。

1890年12月17日、コールフは、P.E. ウンテルベルゲル沿海州知事宛の4479号書簡において、在留朝鮮人に関する規定を策定するように指示した。ウンテルベルゲルが朝鮮人の現況を調べ、1891年2月23日付のコールフ総督宛の2277号書簡において、①1884年6月25日の朝露修和条約締結前に、ロシアに定住した者（第一種朝鮮人）②1884年6月25日以降にロシアに渡航した者（第二種朝鮮人）③短期滞在者（第三種朝鮮人）という三種類に分類することを提案し、1891年6月21日発布の2977号指令により、その措置が実施された。第一種の朝鮮人のみが定住者として土地分与の権利が与えられた [РГИА ДВ 87-4-1593: 3; Унгербергер 1906: 71-72; Петров 2000: 106]。

朝鮮人の帰化と同時に、コールフ総督は、外国人の土地所有禁止法を皇帝アレクサンドル三世に提案し、1892年、沿海州およびアムール州における外国人の土地購入禁止法が承認された [АВП РИ 148-487-1091: 2]。1892年の夏、沿海州とアムール州の朝鮮人の村では、朝鮮人居住者を第一種と第二種に分別し、秋までには朝鮮人自治組織による名簿作成作業が終了し、1855世帯が第一種に、1055世帯が第二種になった [Петров 2000: 107; Ригтих 1899: 33]。1894年の秋までにロシアを退去しなければならなくなった第二種の多くは帰国を逃れようとして、州軍務知事宛てに、第二種への帰属を拒否する申し入れを行い、さらに、ロシア人の弁護士を雇い、不公平な強制帰国を裁判に持ち込もうとした [Петров 2000: 107]。ただし、朝鮮人に関する記録作業は継続され、1894年4月に終了した時点で、第一種には2026世帯（11,540人）が入り、2年前の世帯数を大きく上回っている。

朝鮮人の自治組織とは、朝鮮人移民の管理の改善、特に徴税や新来者の住民登録の徹底を図るために、朝鮮人移民が集中的に居住していた村にコールフにより新たに設けられた組織のことである。これは、全国的に地方自治 (местное самоуправление) を充実させるという影響も受け、

定住した朝鮮人移民をロシアの行政機関の管轄下に置き、地方行政の中に位置付けると同時に、ある程度の自治を認めるという性格を有していた。自治組織「朝鮮人自治団」(корейское общественное правление)は、幾つかの朝鮮人村が一つの郷を構成し、その行政区画の自治を行った組織であり、郷長や各村を代表する村長は、住民全員が参加した朝鮮人の集会(общественный сход)で選出された。集会では、犯罪者の追放、集金した公用費の使途の確認などが行われ、その決議はロシア人の警視監の承認が必要であった。また、さらに、郷長や村長は、徴税や新来者の住民登録、登録者名簿の確認、犯罪者の逮捕、衛生状況の管理などの日常生活に関わる業務をロシア当局に代わって担当していた[РГИА ДВ 87-4-1598: 99-104]。こうして、ロシア当局は、朝鮮人の帰化を促し、新たな自治組織を導入し、朝鮮人の管理の簡易化を図ろうとし、民族的に多様化していた地域の社会統合を進展させようとしていた。

3. ウスリー鉄道工事と移民奨励 — S.M. デュホフスコイ総督(1893-1898 年在任)の活動を中心に —

1890年代から、沿アムール地方の東アジア人移民受入政策は経済発展と国際環境の変化によって大きく左右されていた。その発展には、シベリア鉄道着工が大きく寄与していた。労働力不足に悩んでいた極東、とくに、1891年に着工されたウスリー鉄道の工事を行った企業は、西部からの労働力の増加を期待したにも関わらず、ヨーロッパ・ロシアからの労働者の移住はまだ小規模であったと言える。労働力資源は必要不可欠であり、沿アムール総督 S.M. ドゥホフスコイと N.I. グロデーコフ(Н. И. Гродеков)中將(1898～1902 年在任)は、鉄道工事に中国、朝鮮、日本からの新たな移民を積極的に導入した。ドゥホフスコイは、当該地域の開拓という「将来の目的」の実現にとって、「我々の地域へのロシア人の移住が、たとえ成功するとしても、少数民族を含めたロシア人だけでは沿アムール河地域における将来の目的

の実行には不十分である。従って、そのためには、労働、技術、資本を持って自由に到来する外国人がもたらす援助をおろそかにしてはいけない」〔РГИА 1263-2-5189: 83〕と述べており、労働力不足を補うために、中国、朝鮮、日本からの移民受け入れを奨励する方策を取った〔Унгербергер 1906: 72〕。

ドゥホフスコイ総督は、中国人とロシア人の労働者とを比較し、前者が良質で、中国人は「労働条件に不平を言わず、その賃金もロシア人より3割安い。しかも、休日と欠勤はロシア人より少ない」〔РГИА 1263-2-5189: 100〕と述べ、中国人労働者を誘致すべきであると主張した。また朝鮮人と日本人は規律好きで、中国人より勤勉であるとして、移民として有用であるとみなし〔РГИА 1263-2-5189: 93〕、日本人労働者の導入が望ましいと判断した。こうして、東アジア人移民の労働者の数は飛躍的に増加し、1895年5月には、ウスリー鉄道では、中国人4,500人、朝鮮人1,600人、日本人700人が従事しており、さらに、1897年には、労働者57,200人のうち9,500人は中国人が占めていた〔原 1989: 15〕。

沿アムール地方の都市ウラジオストク、ハバロフスク、ニコリスコエ、ブラゴヴェシチェンスクなどは越境的経済活動や積極的な異文化交流の場になり、東アジア諸国からの移民が独自の居住空間を形成してきた。例えば、ウラジオストクには、中国人の「ミリオンカ」（百万人の町）というエリア、日本人商店街と新韓村が誕生した。住み分けが進むと同時に、異民族間交流も活発で、市場（いちば）、様々な企業などにおいて、それぞれの民族の人が共同で働くことも多かった。急増してきた中国人と朝鮮人の居住地は市政府に注目され、「中央」の許可を得て、その移転が実施された。1902年9月29日、ロシア皇帝は、「沿アムール総督管区の市議会に、衛生状況によって特別な管理の必要があるアジア人の居住を特別な地区に制限する規則を公布する臨時的権利」を与えた〔Граеве 1912: 127〕。しかし、不動産所有者、1等～5等の商人、企業の経営者、一事業所につき5人までの使用人はそ

の対象にならならず [Граве 1912: 127]、低所得者のみが特別管理を受けることになった。一方、A.A. パノーフ移住管理局特務官史は、中国人と朝鮮人の強制移住を強く批判し、彼らの市外への移住がかえって衛生状況を悪化させたと主張しており [РГИА 394-1-7: 198-199]、居住移転の効果は疑われた。

1890年代に活動を積極的に行うようになったロシア人実業家は、中国人の商取引の拡大に対して不満を示し、地方当局の協力を得て、中国人の商業活動を抑制しようとした。しかしロシア人の商業活動だけでは当該地域の食料品などの供給が不可能であったために、沿アムール総督やロシア政府の支持を得られず、その目論見は失敗に終わった。

こうして、シベリア鉄道建設などの工事の本格化は、極東地域の経済活動を進展させ、海外からの移住を促したと同時に、その活動における東アジア人の役割を問い直そうとしていた。

4. 外国人移民受入抑制の試みと中央と地方の対立— P.F. ウンテンベルゲル (1906-1910 年在任) —

4.1 対東アジア移民政策の変容とその要因

日露戦争がもたらしたロシアの国際環境や国内状況の変化を見据えて、対東アジア移民政策は極東ロシア地域における植民活動の拡張と国際環境の変化という二つの要因によって左右されたと考えられる。第一の要因は極東地域の植民事業の拡張である。1882年に設置された移住管理局は、国有財産省の農地造成農業総局 (Главное управление по землеустройству и земледелию) に包括され、植民的開発に直接的に関係する事項が一管理機関の管轄に総括された。それゆえに、戦争により衰退が見られた植民活動が再興しており、ロシア政府は移住事業予算を 1,100,000,000 ルーブルまで増額し、植民政策を強化した [大橋 1974: 286-290]。さらに、極東地域の産業を奨励して外国製品への依存を防ぐために、自由港ウラジオストク閉鎖政策を実施し、輸入貨物に高関税を課した。

戦後、沿アムール地方の高官と住民は、「戦後症候群」(postwar syndrome) のような新たな戦争への脅威を感じていた。総督に就任した P.F. ウンテルベルゲルは、皇帝への報告書において、日本との新しい戦争の可能性と沿アムール地方の軍備の必要性を訴え、1907年10月に日本への非公式訪問の途中であった I.P. シーポフ(И. П. Шипов) に軍備のための予算が足りないことを主張し[РГИА, 323-1-610, 124]、1909年の V.N. ココフツォフ大蔵相の極東への訪問に大いに期待していた[Макуха 2016: 150]。ウンテルベルゲルは、前任者と異なり、東アジア移民の制限と急速なロシア人の入植を求めていた。しかし、P.A. ストルイピン(П. А. Столыпин) 首相は、ウンテルベルゲルの新しい軍事衝突とアジア人移民の脅威論に同情せず、アムール鉄道などの工事には中国人、朝鮮人の労働が必要不可欠だと考えていた。同時には、ストルイピンは、東シベリアの開発に熱意を持ち、極東植民委員会を創設し、当該地域の入植と開発の活動において、「中央」と「辺境」の対話を促した。極東植民委員会の議事日程において、東アジア人移民、主に中国人移民の増加はかなり大きな位置を占め、1909～1911年に2回にわたって審議された[РГИА 394-1-21]。さらに、アムール鉄道の工事が行われた地域の全面的調査を実施するために、N.L. ゴンダグティ(Н. Л. Гондагти) 3等官を団長とするアムール調査団を東シベリアに派遣しており、その調査の目的の一つは、東アジア人移民の実態を探ることであった⁸⁾。そのことによって、中央と地方の行政間の協力体制ができたと考えられる。

4. 2 P.F. ウンテルベルゲル総督の東アジア人移民の入国・雇用を制限する法案

朝鮮人や中国人の急増を恐れたウンテルベルゲル総督は、1908年、その経済活動を抑制しようとする法案「沿アムール地方への黄色人種

8) アムール調査団(Амурская экспедиция)は、1909年10月27日付けの大臣会議の決定によって設置された。[Граев 1912: 1-3]。

の移住を制限する措置」を内務大臣に提出した。この法案では、中国人や朝鮮人の入国を制限し、不法滞在者に罰金を課する措置を強化し、不法滞在者を雇用する民間企業や国営企業にも罰金を課することが提案されていた。内務省で修正されたこの法案は、ロシアの国会下院（ドゥーマ、Государственная Дума）で審議され、さらに大幅に手直しされた後承認されたが、国会上院である国家評議会では、職員や予算の不足のために、この法案は採択されず、ロシアに滞在するすべての外国人の掌握が可能な移民法が初めて提案された [Граев 1912: 239-240]。さらに、政府要人のなかにも、中国人や朝鮮人を排除するよりも、アムール鉄道の工事などの進捗を計る方が重要であると考える者もあった。V.N. ココフツォフ大蔵相は、1909年11月28日の内閣会議において、中国人と朝鮮人労働者の排斥はアムール鉄道やウラジオストク要塞の工事の経費を増大させ、工期を長引かせる恐れがあると指摘した [РГИА ДВ 1276-20-39: 167]。こうして、ウンテルベルゲルによる法案は、ロシア政府の極東開発政策に反するものと判断され、既述したように国家評議会でも採択されなかった。

しかし、1910年の夏、当法案は、極東植民委員会においてアムール調査団の調査成果とともに審議の上可決され、極東植民委員会からあらたにドゥーマに提案された。ドゥーマと国家評議会の承認を得て、中国人の雇用を禁ずる「沿アムール総督管区、ザバイカル州、イルクーツク総督管区における外国人へのあらゆる制限を規定する法律」が1910年6月21日にニコライ二世によって裁可された [РГА ВМФ 32-1-73: 19]。この法律によって、1911年1月1日以降、沿海州及びザバイカル州の国営企業では外国人労働者の雇用が禁止された。但し、第4条によれば、大臣会議は急を要する作業においてロシア国籍の労働者の雇用が困難である場合、外国人労働者の雇用を許可する権利を留保している [РГИА 323-1-735: 2]。

一方、この法律が成立しても、アムール鉄道工事、ウラジオストク要塞の改築などの作業を行うロシア人労働者を募集することは不可

能であった。さらに、アムール鉄道の工事においては、ヴィテブスク県、グロドネンスカヤ県、カルジスカヤ県などロシア西部諸県から労働者を導入する場合には、その賃金と運賃として、1立方サージェン(9.713 m³) 当たり 3.75 ルーブルの追加費用が必要になり、その価格は 15.01 ルーブルまで上昇する[Граев 1912: 84-85]。この費用増大のため工事の実施は困難となった。このような状況の中、多数の企業からの要求に応じて、各省は同法案第 4 条に基づき、中国人と朝鮮人労働者の雇用を許可するように、大臣評議会に要請した。1911 年 3 月 1 日までに、アムール鉄道、ウラジオストクの工科官庁などの公共事業における様々な工事 9 件について上申書が提出され、2 件を除き他は認められた。こうして、1910 年 6 月 21 日に法律は施行されたにもかかわらず、第 4 条を利用した中国人と朝鮮人の雇用は続けられた。こうして、ウンテルベルゲルが望んだ外国人移民の入国・就職制限は、ロシア政府の極東地域開発の政策と矛盾し、実現できなかった。

4.3 移住管理局などの中国人脅威論の批判

1909 年 2 月に、移住管理局の役員は、大臣会議長と国会下院財務委員会会長に、中国人、朝鮮人の東シベリア、極東地域への入植を制限する措置について報告している。その中で、極東地域の地方当局は、東アジア諸国からの移民による「我が国の辺境地の平和的占領」を防止するため、1) 10 ルーブルの旅券税 (паспортный сбор) の導入と 2) 警察による監視の強化という二つの措置を検討している [РГИА 394-1-7: 185] と述べている。

それに対して報告書の著者は、中国の道台がロシア行きの旅券を民間企業に渡し、多くの中国人が密かに中露国境を渡っているため、提案されている措置では東アジア移民増加問題を解決することはできないと述べ、中国政府の抗議を引き起こす可能性もあると強調している。中国人は優遇待遇を受けている民族の中にはいないが、中国は国力を強化しつつあり、ロシアの対外政策構築においては、現況のみ

ならず将来の展望も考慮すべきだと論じている。報告書の著者は、1) 中国人の居住地に関する衛生基準を遵守すること、2) 中国人が使用している日用品の関税を引き上げること、3) 極東へ移住するロシア人の運賃を引き下げること、4) 国営企業の工事にロシア人を雇用すること、5) 極東地域への「ロシア国家体制の普及」、6) 沿アムール地方で土地所有権を有しない中国人は土地を明け渡すこと、7) 在中ロシア人領事は中国政府機関と接触してロシア行きの旅券の発行体制を改善し、中国政府機関は旅券の持ち主が旅券に記載された氏名と一致していることを保障する体制作りを努めること、という措置を提案している [РГИА 394-1-7: 185]。こうして、「中国政府の抗議」を引き起こさないようにという著者の懸念は、中国人移民問題を中露関係、将来の東北アジアの国際政治の文脈でみていることを表している。すなわち、その時代にはロシアの高官は中露関係を重視し、中国の展望を理解していた。

さらに、一年後、移住管理局特務官史 A.A. パノーフは、移住管理局長への報告書の中で、中国人移民の制限を求める高官に対して、アメリカ、オーストラリアなどのアジア人の入国を制限する法律を批判し、それを模範としてはいけないと主張し、対中関係の重要性を強調している [РГИА 394-1-7: 194]。このように見解が多様化しているなか、アムール調査団の一員であった V.V. グラーヴェ (В.В. Граве) 外務省全権は、政府が労働力の分配を改善してロシア人労働者の就職を保障しつつ外国人労働者を効率的に利用できるような制度が整備されれば、ロシア人労働者のヨーロッパ・ロシアへの脱出や外国からの労働者の急増を阻止できたであろうと指摘した [Граве 1912: 89, 96]。彼が指摘したように、ロシア政府の労働力分配政策の失敗や官僚層の改革への抵抗は、ロシア人と中国人・朝鮮人労働者の競争を引き起こし、それによってロシア社会に反東アジア移民的風潮が次第に高まり、排斥運動にまで発展した。シベリア鉄道や中東鉄道の完成により「中央」と繋がった沿アムール地方では、日露戦争での敗北の原因であった新し

い戦争への脅威は極東地域において、より強く感じられ、戦後総督に就任したウンテルベルゲルは、絶えずロシア政府に極東地域の防衛を強化するための予算を要求していた。

5. 第一次大戦期の中国人契約労働者募集をめぐるロシア政府と地方当局の対立 - N.L. ゴンダッティ総督 (1911-1917 年在任) の中国人移民を制限する要求を中心に -

1909 年の春には、S.E. クリジャンーフスキー (С.Е. Крыжановский) 内務次官 (委員長)、外務省の代表者 G.A. プランソン (Г.А. Плансон) などが参加した官庁連絡委員会 (междуведомственная комиссия) が開催された。その委員会では、中国人移民を制限する規則の代わりに総ての外国人に適応する移民法を採択すべきだという意見があり、その移民法が採択されたら、中国政府からの抗議はないだろうと述べられた [РГИА 394-1-48: 10]。また、ロシア内務省では、1912 年に、移入出の管理制度を改善するために、「沿アムール総督管区、イルクーツク総督管区、バイカル州における外国人入国と居住に関する法案規則」案が検討された。この規則案には、外国人のロシアへの入国の窓口を特定な場所に限り、旅券審査などを税関、商港の役人及び警察官に担当させ、規則に違反した者を懲罰に付し、追放すべきと記されている [АВП РИ 148-487-1096: 39-45]。この規則案と法案を巡っては、ロシアの内務省と外務省との間に激しい論争が起き、規則案の一部は、税関また警察職員の不足などの理由により、外務省の高官により次のように批判された。

1913 年～1914 年初頭には、労働力不足のため、中国人や朝鮮人の雇用は、ロシアの極東地域、東シベリアのみならず、西部ロシアにも見られた。さらに第一次世界大戦が勃発すると、飛躍的に増加している。ロシア企業の代表者は、中東鉄道の拠点であるハルビンにおいて中国人労働者を募集し、その企業の所在地まで輸送する契約を結んでいる。ロシア企業、後にロシア政府による中国人労働者の導入は、労働力不足に悩むロシア企業によって歓迎されたにもかかわらず、N.L. ゴンダッ

ティ総督は、中国人、朝鮮人移民の入国と雇用を制限する 1910 年の法律の第 4 条を利用しないよう取締りを強化することによって、1914 年まで中国人の移住者が減少していると報告し [РГИА 394-1-48: 2]、西部ロシアでの中国人の雇用に対して反対していた。N.L. ゴンダッティ総督は、その前任者ウンテルベルゲル同様アジアの隣国に対して不信感を持っていた。1914 年 4 月 4 日付の I.L. グレミイキン首相宛の書簡では、N.L. ゴンダッティ総督は、中国人移民は、[ロシア] 国民の資金をしぼり、損害しか与えず [中略] 重い犯罪ばかり起こし、[中略] 伝染病の源になり、[中略] 我々にとって敵対要素である [РГИА 394-1-48: 2] と述べ、ウンテルベルゲルと同様な偏見を示している。同書簡の中で、ゴンダッティは、近い将来、中国人の商人、手工芸者、特に非熟練労働者の西部ロシアへの大規模な移住が見込めると自ら陛下に報告したと述べた。またボゴスロフスキー山岳区などのロシア企業の代表者が中国人労働者を募集するために中国に渡り、1914 年 1 月に 331 人、2 月に 2236 人、3 月に 1702 人の中国人がマンチーリア駅を通過したと具体的な統計データも記載している。彼は、中国人労働者のロシア西部への移住が拡大していこうという警戒感も示している。同書簡には、陛下はこの情報を至急通産大臣と土地農業総局長 (Главноуправляющему землеустройством и земледелием) に伝えるようにゴンダッティに指示したと記載されている [РГИА 394-1-48: 2]。

それに対して、大臣会議より関連の官庁の責任者への問い合わせがあり、N.L. ゴンダッティ総督の脅威への反応は多様であった。土地農業総局長 A.V. クリヴォセイン (А. В. Кривошеин) は、中国人移民増加への徹底的対応 (решительные меры) が必要である [РГИА 394-1-48: 4] と述べ、N.L. ゴンダッティ総督の懸念を分かち合ったが、ほとんどの高官は、ゴンダッティの偏見を批判していた。S.D. サゾノフ (С. Д. Сазонов) 外務大臣は、「このような中国人の評価は著しく主観的である」 [РГИА 394-1-48: 3] と述べている。S.I. チマーシェフ (С. И. Тимашев) 通産省大臣は、各区・工場の検査官、各山岳区の技

師、各商業取引所委員会によれば、中国人の労働者と手工芸者のヨーロッパ・ロシア及びコーカサスへの大規模の移動は見られていないと報告している [РГИА 394-1-48: 4]。こうして、官庁の最高責任者は、ゴンドゥッティの中国人への脅威感について否定的で、東シベリアや西部ロシアにおける労働力問題について懸念をもち、中国人労働者の導入が必要であると理解していた。

ゴンドゥッティによる I.L. ゴレミイキン (И. Л. Горемыкин) への中国人移民を制限する措置の要求から始まった中国人移民の実態調査と官庁間の意見交換の中では、再び総ての外国人を対象にする新しい移民法をめぐる内務省と外務相の間の論争が再開された。外務大臣は、法案を批判し、外国人が入国に際して、居住許可証を提出しなければならないことは、半年以内であれば居住許可証無しでの滞在を許可する日本やドイツとの条約に矛盾する [АВП РИ 148-487-1096: 21-23] ため採択できないと主張した。この論争は、第一次世界大戦の勃発まで続いたが、戦争中の労働力不足が再び深刻化したために、その意見交換が中止された [РГИА 394-1-48: 5-11]。

ゴンドゥッティの要求から始まった中国人移民をめぐる官庁間意見交換のファイル (дело) の最後には、報告書と各官庁見解を総括する報告書 (справка) がある。その中には、官庁の見解が大きく異なっているため、移民法案の改訂が必要であると記されている [РГИА 394-1-48: 31]。

このような沿アムール総督の態度は、ヨーロッパ・ロシアから離れ、東アジア諸国と隣接しているという極東地域の地理的特性や、ロシア全体の経済状況と対外政策への理解不足によるものだと説明できる。広大な国土を持つロシアでは、中央政府と地域行政機関との見解の違いが頻繁に生じ、中国人出稼ぎ者の問題もその典型的な事例だと思われる。

6. 結論 移民政策整備過程におけるロシア政府と総督管区の行政機関

19世紀末～20世紀初頭には、地方・中央関係は上下関係であり、総督は皇帝に任命され、皇帝の全権代表者であった。総督府の市民や

組織からの提案や請願は総督を通じてロシア政府に提出されることになっていた。同時に、総督は必要に応じて、直接皇帝に請願、法案などを提出する権利があった。しかし移民政策決定過程において最終的な決定権を有したのは、地方の機関ではなく皇帝とロシア政府の官庁であった。

東シベリア総督府時代以降、東シベリア総督はロシア政府の諸委員会の一員になり、中央・地方行政間の連携があったことがわかる。また、1884年に沿アムール総督管区が誕生して以来、初代沿アムール総督 A.N. コールフは、4回にわたって、沿アムール地方軍務知事・地方当局代表者・実業家会議を行ったことによって、地方行政機関と地方社会との連携を強めたと言える。同時に、コールフなどの沿アムール総督は、ロシア政府の諸官庁間委員会、特に極東植民委員会の活動にも参加し、様々な問題の解決に努めたと考えられる。

ロシア帝国の外国人移民とマイノリティ政策は君主制度の下で整備され、最終決定権は皇帝にあったが、政策の実施は地方の実務者や総督に任された。極東地域の東アジア移民問題については、中国人、朝鮮人移民に対して脅威をもち、彼らの入国・雇用制限を求めた P.F. ウンテルベルゲル総督の法案と N.L. ゴンダッティ総督の制限措置の提案は、諸官庁の抵抗に合い、その見解において地方と中央の対立が見られた。本研究では、1910年代には中国人移民問題が中露関係の文脈で検討されたこともあり、中国のその後の国際政治での役割が重視されたことを論じた。このように、沿アムール総督管区では、中央と地方の利害が一致した時期もあり、見解が対立する時期もあった。

参考文献

青木恭子

2009 「帝政末期のアジアロシア移住政策をめぐる一考察—移住を許可された世帯の分析—」『ロシア史研究』第84号、ロシア史研究会、24-45

オイドフ・バトバヤル

2008 「ロシア帝国の辺境統治と領域拡張—東部辺境の国境監督官制度—」左近幸村編『近代東北アジアの誕生—跨境史への試み』札幌：北海道大学出版会、333-358

大橋與一

1974 『帝政ロシアのシベリア開発と東方進出過程』平塚：東海大学出版会。

外務省外交史料館所蔵、3-8-6-29

倉橋正直

1990 『唐行きさんの唄』東京：共栄書房

サヴェリエフ、イゴリ

2005 『移民と国家—極東ロシアにおける中国人、朝鮮人、日本人移民—』東京：御茶の水書房

徐万民

1999 「ロシア極東における中国山東商人」『環日本海研究年報』6号、1999年3月、新潟大学大学院現代社会文化研究科、53-64

外務省通商局

1891 『通商彙纂』第122巻第46号、東京、不二出版、1990年原暉之

1989 『シベリア出兵：革命と干渉1917-1922』東京：筑摩書房

1. Архив внешней политики Российской Империи (ロシア帝国外交資料館)、148-487-1059、148-487-1091、148-487-1096
2. Владивосток (ウラジオストク) . № 35, 1895年8月27日、6-7頁
3. Государственный архив Иркутской области = ГАИО (イルクーツク州国立公文書館)、24-10-2021

Граев В.В.

1912 Китайцы, корейцы и японцы в Приамурском крае. *Отчет*

Амурской экспедиции отправленной по высочайшему повелению.
Том 11. Санкт-Петербург. (V.V. グラーヴェ 『沿アムール地方』における中国人、朝鮮人及び日本人) 『勅令により派遣されたアムール調査隊の報告』第11巻, サンクト・ペテルブルグ, 1912年)

Дубинина Н.И.

1997 *Приамурский генерал-губернатор Н.Л.Гондатти.* Хабаровск: Приамурское географическое общество. (N.I.ドゥビーニナ 『沿アムール総督N.L.ゴンダッチ』ハバロフスク、沿アムール地理学協会、1997年)

Исаев М.А.

2012 *История российского государства и права.* Москва: Статут.
1998 Ларин В.Л. *Китай и Дальний Восток России.* Владивосток. (V.L.ラーリン 『中国と極東ロシア』ウラジオストク、1998年)

Макуха Н.А.

2016 *Деятельность администрации Приамурского края по развитию российско-китайских отношений (1884-1917 гг.).* Хабаровск: Издательство ТОГУ. (マクーハN.A. 『露中関係の発展に関する沿アムール地方の活動、1884-1917年』ハバロフスク：大平洋国立大学出版会、2016年)

Матвеев Н. П.

1990 *Краткий исторический очерк г. Владивостока.* Владивосток, издательство "Уссури". (N.P.マトヴェーエフ 『ウラジオストク市の歴史的概要』ウラジオストク、「ウスリー」社、1990年)

Надаров И. П.

1886 *Второй Съезд губернаторов и других представителей в г. Хабаровске.* 1886. Владивосток. (I.P.ナダーロフ 『知事等の全権のハバロフスク第二回会議、1886年』ウラジオストク、1886年)

1896 Хунхузы в Южно-Уссурийском крае. *Военный сборник.* 1896, № 9, сс. 183-204. (I.P.ナダーロフ 『南ウスリー地方における馬賊』『軍事論集』第9号、183-204)

Песоцкий В.Д.

- 1913 *Корейский вопрос в Приамурье. Труды Амурской экспедиции.*
Выпуск 11а. Хабаровск, С. 2 (V.D. ベンツォスキー『沿アムール地方の朝鮮人問題：アムール探検隊の論文集』1913年、2)
- 2000 Петров А. И. *Корейская диаспора на Дальнем Востоке России. 60-90-е годы 19 в.* Владивосток, С.94. (А.И.ペトローフ『極東ロシアの朝鮮人移民、1860～1890年代』ウラジオストク、2000年、94)

Петров А.И.

- 2002 *Китайцы в России*, Санкт-Петербург: «Береста» (А.И. ペトローフ『ロシアにおける中国人、1856-1917年』サンクト・ペテルブルグ：ベレスタ社、2002年)

РГА ВМФ = Российский Государственный Архив Военно-Морского Флота (ロシア国立海軍公文書館)、32-1-73、909-1-120.

РГИА=Российский Государственный Исторический Архив.

Санкт-Петербург (ロシア国立歴史公文書館、サンクト・ペテルブルグ)、323-1-735、394-1-7、394-1-48、1149-7-83、1263-2-5189

РГИА ДВ = Российский Государственный Исторический Архив

Дальнего Востока (極東地域ロシア国立歴史公文書館、ウラジオストク)、87-4-1593、87-4-1598、702-1-94、702-1-640、1276-20-39

Риттих А. А.

- 1899 *Переселенческое и крестьянское дело в Южно-Уссурийском крае.* СПб., С. 33. (А.А. リッチヒ『南ウスリー地方の移住と農業の諸問題』、サンクト・ペテルブルグ、1899、33)
Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью. Т. 1. Вып. 1. Иркутск, 1884. С. 2. (『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第1巻第1号、イルクーツク、1884年)

Унтенбергер П. Ф.

- 1900 *Приморская область. 1855～1900.* СПб., С. 68-69. (P.F. ウンテルベルゲル『沿海州、1855～1900年』サンクト・ペテルブルグ、1900年、68-69).

Фон Менгден О.

- 1906 *Желтая опасность или эмиграция китайцев и влияние, оказываемое ею на белую и желтую расу*. СПб., С. 67. (O. фон・メングデン 『黄禍論—中国人移民とその白色人種や黄色人種への影響—』サンクト・ペテルブルグ、1906年、67)

Malozemoff, Andrew

- 1958 *Russian Far Eastern Policy in 1881-1904 with Special Emphasis on the Causes of the Russo-Japanese War*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles